

令和7年度 第6回大島町農業委員会総会議事録

令和7年度定例大島町農業委員会が、令和7年9月24日（水）午前10時より大島町役場3階第3会議室にて開催された。

1、農業委員会委員は、次の通り

- | | | | | |
|---------|--------|---------|--------|---------|
| 1、山本政一 | 2、笠間隆夫 | 3、五十嵐初代 | 4、島村春彦 | 5、三田一也 |
| 6、中拂晶 | 7、鎌原道夫 | 8、向山吉昭 | 9、中山定彦 | 10、新保鐵雄 |
| 11、中村富長 | | | | |

2、農地利用最適化推進委員は、次の通り

- 1、澤田波夫

3、欠席委員(農業委員・農地利用最適化推進委員)

農業委員 欠席無し 推進委員 欠席無し

4、出席職員は次の通り

坂上智彦 産業課長
山田貴訓 農業係長
河西健知 主事

5、付議された案件

- 日程第1：農地の権利移動の許可について
日程第2：農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定
日程第3：その他

6、本日の書記は次の通り

河西健知 主事

中拂議長 それでは令和7年度第6回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は11名中11名、欠席委員は0名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。なお推進委員の方は1名中1名参加していただいております。ありがとうございます。それでは本日の日程につきましてお諮りいたします。お手元に配付している日程表の通りといたしますが、ご異議ございませんか。

(～異議なしの声 多数～)

中拂議長 ありがとうございます。異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第41条に規定する議事録署名委員は10番委員と7番委員にお願いします。なお本日の会議書記には事

事務局の河西氏を指名いたします。それでは、日程第1「農地の権利移動の許可について」について議案第8号上程いたします。事務局から報告をお願いします

事務局（河西） はい、それでは農地の権利移動の許可について議案第8号をご説明いたします。申請人及び譲受人は□□丁目▲番▲号、○○▲▲歳。譲渡人は□□▲番▲号、○○▲▲歳。申請地は、□□丁目▲番▲でございます。申請事由ですが、譲受人である○○は、譲渡人である○○より申請地を有償にて取得し、野菜類を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者▲名です。労力状況につきましては、労働力、女▲名。既存の農業機械等は耕運機2台です。4ページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□□から□□へ▲▲m程進んだところ位置します。説明は以上です。

中拂議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から補足説明等ありましたらお願いいたします。

笠間委員 はい。

中拂議長 はい。2番。

笠間委員 ○○さん、この□□の、今この□□にした□□の□なんですね、ここの土地、4ページで見ると、この▲の▲、▲、▲とこの辺の一带がもともと□□の□□。よく覚えてないんですけど、ここに今、この□□を建てるときだから、□□の時にここを□□でみんなでこう分けたいんですけども、結果的に□□さんが高齢になって、今後どうするんだというふうになったので、□□が土地を買って、後々荒らしてしまわないようにとという事で、そういう気持ちでここを買う事になったそうです。土地はちょっと段違いになってますので、よっぽど手を入れないとでない栽培するの大変なんですけども。ただ、従事者が▲名になってますけども、これは□□が昔□□で□□の□□なんかをやった人で、もと□□の出身でそういうことについて十分詳しい人なので、任せて、僕は十分だろうと思います。以上です。

中拂議長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います

（全員 挙手なし）

中拂議長 よろしいでしょうか。それでは、採決に入らせていただきます。

中拂議長 日程第1、議案第8号「農地の権利移動の許可」について、原案のとおり承認とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

中拂議長 全員賛成ということで、議案第8号については原案通り承認されました。

中拂議長 続きまして日程第1「農地の権利移動の許可について」について議案第9号上程いたします。事務局から報告をお願いします

事務局（河西） はい、それでは農地の権利移動の許可について議案第9号をご説明いたします。申請人及び譲受人は□□▲番地、○○▲▲歳。譲渡人は□□▲丁目▲▲番地、○○▲▲歳。申請地は、□□▲▲番▲でございます。申請事由ですが、譲受人である○○は、譲渡人である○○より申請地を無償にて取得し、野菜類を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者▲名です。労力状況につきましては、

労働力、男▲名。既存の農業機械等は特にありません。7ページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□□近くの□□から□□へ▲▲m程進んだところ位置します。説明は以上です。

中拂議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から補足説明等ありましたらお願いいたします。

向山委員 はい。

中拂議長 はい。8番。

向山委員 はい。農地法第3条、農地の権利移動の許可について補足説明をいたします。令和7年9月11日地元委員、中村さん、私推進員、澤田さん事務局河西さん、申請者〇〇さん、5名にて現地調査、見回りをいたしました。その結果、3委員とも申請通り異議なしと認めましたので、各委員の方々も不耕作地解消のためにもよろしくお願いいたします。申請地内は平坦で日照時間も長く、海岸からも離れており、塩害も考えられません。近隣への雨水、土砂流出も周りが土手となっており、考えられません。申請地内は、現在は、なす、マンガン唐辛子、青トウガラシ、みかん、桃、ビワなどが植わっております。申請地の周りはツバキの大木で覆われる防風林となっております。水道は□□ですから、農業用水は入っておりません。普通の家庭用も入っておりません。それで本人に聞いたんですけども、角ところ見ると角から▲件家があって、その隣の畑なんですけども、「そこまで野菜に散水するときはどうしてるんですかって？」伺ったんですけど、何か▲▲メートルぐらいのホースがあるわけなんで、家からずっといって、ほいで散水、そういうようにしてるそうです。それで今後の作付予定は、やはり野菜類、じゃがいも、そら豆、玉ねぎ、その他の野菜を植えるということです。申請地は□□、北側は□□、東側□□ですね、南側□□、□□、西側は□□になっております。それでこの譲受人と譲渡人は何か、□□関係みたいだったんすね。以上、補足説明を終わります。

中拂議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います

島村委員 はい。

中拂議長 はい。4番。

島村委員 ちなみに今、譲り受ける方が▲▲歳で高齢だと思うんですけど、□□とかいるんですか？

向山委員 □□のことは、うん。もともとね□□の□□の出身なんですよ、出身は。□□はかなりいますよ。うん。ほいで今の畑の道路を挟んで脇に昔、□□やってた□□ってあるんですけどね。うん。そこも何か、□□が買って、そこに住んで、周りがあるんだから□□多いですよ。うん。

島村委員 はい。わかりました。

中拂議長 よろしいですか、他、何かご意見ありますか。

(全員 挙手なし)

中拂議長 よろしいでしょうか。それでは、採決に入らせていただきます。

中拂議長 日程第1、議案第9号「農地の権利移動の許可」について、原案のとおり承認とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

- 中拂議長 全員賛成ということで、議案第9号については原案通り承認されました。
- 中拂議長 続きまして日程第1「農地の権利移動の許可について」について議案第10号上程いたします。事務局から報告をお願いします
- 事務局(河西) はい、それでは農地の権利移動の許可について議案第10号をご説明いたします。申請人及び譲受人は□□▲▲番、○○▲▲歳。譲渡人は、□□▲丁目▲▲番地▲、○○他▲名。申請地は、□□▲▲番▲▲でございます。申請事由ですが、譲受人である○○は、譲渡人である○○他▲名より申請地を有償にて取得し、野菜類を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者▲名です。労力状況につきましては、労働力、女▲名。既存の農業機械等は耕運機2台です。10ページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□□から□□へ▲▲m程進んだところの□□に位置します。説明は以上です。
- 中拂議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から補足説明等ありましたらお願いいたします。
- 鎌原委員 はい。
- 中拂議長 はい。7番。
- 鎌原委員 現在、もうすでに労働力女子▲名って書いてありますけども、今、畑全部作ってましてキヌサヤとか、トマト夏野菜とかもう▲▲坪ぐらいの土地なんですけど、やっていますんで、特に問題はないかなと思いました。以上です。
- 中拂議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います
- (全員 挙手なし)
- 中拂議長 よろしいでしょうか。それでは、採決に入らせていただきます。
- 中拂議長 日程第1、議案第10号「農地の権利移動の許可」について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
- (全員 挙手)
- 中拂議長 全員賛成ということで、議案第10号については原案通り承認されました。
- 中拂議長 続きまして、日程第2「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定」(○○)について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局(河西) はい、それでは説明いたします。農用地利用集積計画(案)でございます。こちらの農地につきましては、農地中間管理事業を活用しての利用計画になります。今回利用権設定をする土地の所在につきましては、□□▲▲番▲。地目は□で、▲▲㎡でございます。栽培計画は農地中間管理事業での貸付農地として借り受けるというものです。使用貸借の期間は▲▲年となっております。利用権を設定する者(貸手)は□□▲番地、○○、利用権の設定を受ける者は(借手) □□▲番地□□、○○となっております。今回の借入れ農地で、露地野菜を栽培する計画です。農業従事者は男▲名です。所有する農機具は鍬2本、肩掛け式噴霧器1台でございます。14ページをご覧くださいますと農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等になっております。違反等はありません。17ページは利用集積計画の申請図となっております。申請地は、□□から□□に▲▲m

程進んだ所に位置します。以上、農地利用集積計画（案）につきましてご審議いただき、当計画にご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

中拂議長 ただいまの事務局からの説明について発言のある方は挙手願います
（全員 挙手なし）

中拂議長 よろしいでしょうか。それでは、採決に入らせていただきます。

中拂議長 日程第2、「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定」（〇〇）について、原案のとおり承認とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。
（10名 挙手）

中拂議長 賛成多数ですので、日程第2「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について」（〇〇）は原案のとおり承認いたします。

中拂議長 続きまして、日程第2「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定」（〇〇）について、事務局より説明をお願いします。

事務局（河西） はい、それでは説明いたします。農用地利用集積計画（案）でございます。こちらの農地につきましても、農地中間管理事業を活用しての利用計画になります。利用権設定をする土地の所在につきましては、□□▲▲番▲、地目は畑で、▲▲㎡でございます。栽培計画は農地中間管理事業での貸付農地として借り受けるというものです。使用貸借の期間は▲▲年となっております。利用権を設定する者（貸手）は□□▲番地、〇〇、利用権の設定を受ける者は（借手）、□□▲番地▲▲〇〇となっております。今回の借入れ農地で、野菜を栽培する計画です。農業従事者は男1名です。所有する農機具等は先程と同じでございます。20ページをご覧くださいますと農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等となっております。違反等はありません。23ページは利用集積計画の申請図となっております。申請地は、□□から□□に▲▲m程進んだ所に位置します。以上、農地利用集積計画（案）につきましてご審議いただき、当計画にご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

中拂議長 ただいまの事務局からの説明について発言のある方は挙手願います
（全員 挙手なし）

中拂議長 よろしいでしょうか。それでは、採決に入らせていただきます。

中拂議長 日程第2、「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定」（〇〇）について、原案のとおり承認とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。
（全員 挙手）

中拂議長 全員賛成ですので、日程第2「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について」（〇〇）は原案のとおり承認いたします。

中拂議長 続きまして、日程第3、その他についてですが、事務局から何かありますか。

事務局（河西） はい、会議始まる前にお渡しした地域計画内の農業者一覧表がございます。現在、大島町で地域計画の位置付けをされている方の一覧となっております。農業振興意欲等を加味して新しく〇〇さんと、先ほどの〇〇さんの方が新しく当地域計画の面積の方に新しく位置づけようと考えています。何かご意見等あれば事務局までお願いいたします。

中拂議長 他、何かご意見ありますか。
（事務局 なし）

中拂議長 特にないようですので、これもちまして第6回大島町農業委員会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会

委員

大島町農業委員会

委員